

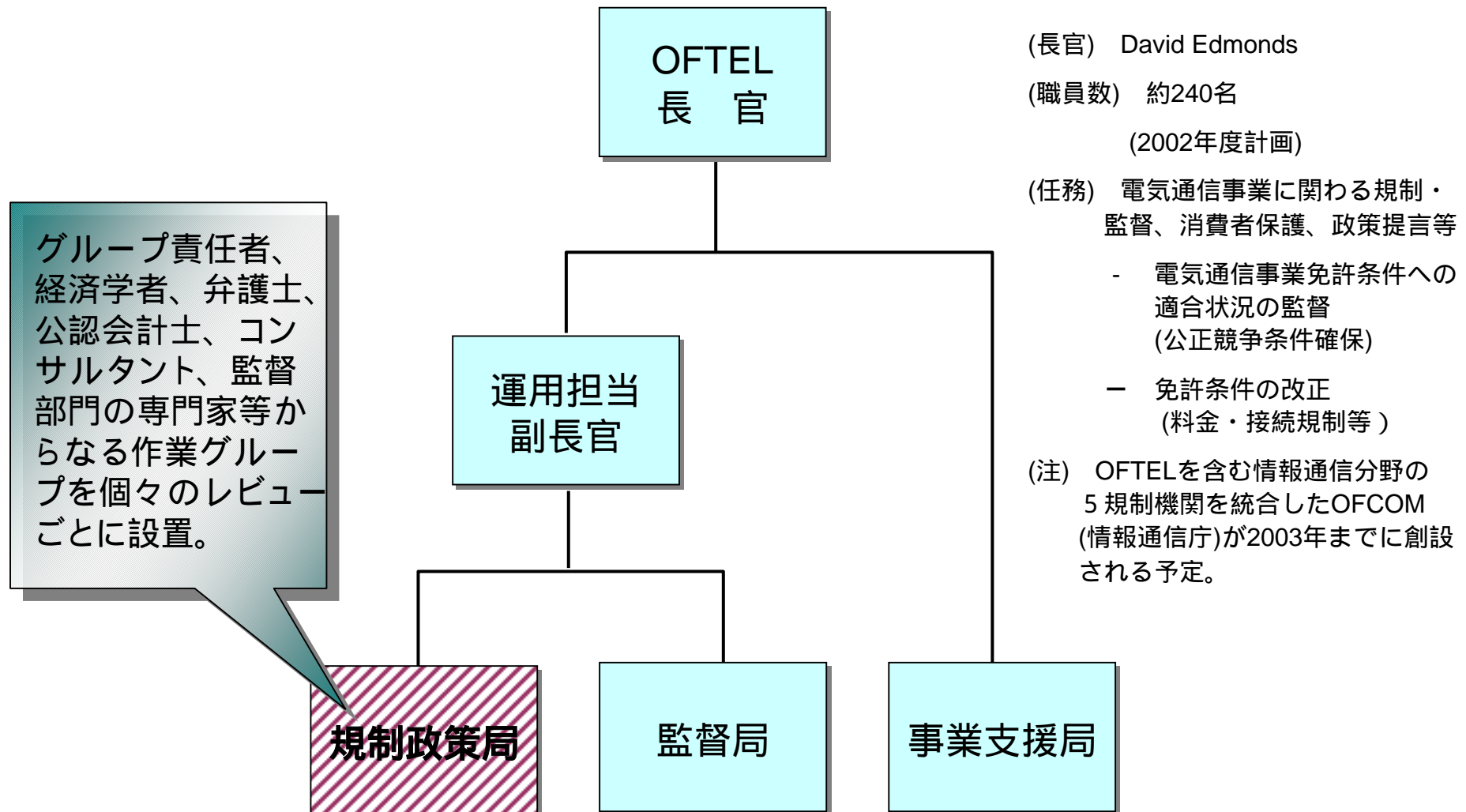
---

# 諸外国の動向について (その2)

---

平成14年9月13日  
総務省総合通信基盤局

# 英国OFTEL(電気通信庁)の競争レビュー担当



# FCCとFTCについて

## FCC（連邦通信委員会）

<b>委員長</b>	Michael K. Powell
<b>任 務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際及び州際電気通信に係わる政策の企画・立案、規制・監督及び裁定等</li> </ul> <p>州内通信については、各州に設置された州公益事業委員会の管轄</p>
<b>組 織</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会並びにその下に設置された6局及び10室から構成。</li> <li>委員会は上院の助言と承認を得て、大統領が任命する5名の委員をもって組織され、委員長は大統領が指名。</li> <li>各委員の任期は5年。同一政党に属する委員の限度は3名。</li> </ul>
<b>職員数</b>	約2,000名（2002年度）
<b>予 算</b>	約\$249B（2002年度）

## FTC（連邦取引委員会）

<b>委員長</b>	Timothy J. Muris
<b>任 務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレイトン法又は連邦取引委員会法に基づく不公正競争・取引に係わる規制・監督及び審査・審判等</li> </ul> <p>ほとんどの州が各州独自の反トラスト法を制定し、州司法長官が施行</p>
<b>組 織</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会並びにその下に設置された4局、3室及び8地方事務所から構成。</li> <li>委員会は上院の助言と承認を得て、大統領が任命する5名の委員をもって組織され、委員長は大統領が指名。</li> <li>各委員の任期は7年。</li> </ul>
<b>職員数</b>	NA
<b>予 算</b>	NA

## 両機関の連携・調整

- 通信事業者合併案件について、FCCは連邦通信法に基づく通信政策上の公益確保の観点から、司法省・FTCは反トラスト法に基づく競争政策の観点から、それぞれ審査を行うこととされている（次頁実例参照）。
- 連邦通信法第271条（RBOCのLATA間通信サービスへの参入）において、FCCによる司法長官へ協議条項あり。

# (例) AOLとタイムワナーの合併

## AOL (America Online, Inc.)

- ・ 米国最大のISP (約2600万人の加入者)
- ・ 事業収入69億\$、純利益12.3億\$、従業員数15,000人

## タイムワナー (Time Warner Inc.)

- ・ 米国2位のCATV事業を運営 (約1260万人の加入者、接続可能世帯数約2000万世帯)
- ・ 事業収入273億\$、純利益19.5億\$、従業員数69,700人

2000.1.10 合併計画の発表 { 株式交換による合併 (AOL株1:新株1、タイムワナー株1:新株1.5)  
新会社の株式の55%をAOL株主、45%をタイムワナー株主が所有。

## FCC (連邦通信委員会)

合併が公共の利益に適うものかどうか審査  
委員5人全員一致により条件付き合併承認  
(条件)

### 高速インターネットサービスについて

- ・ 競合ISPへのCATV網の開放 (FTC条件により)
- ・ 顧客によるISP選択に際し系列ISPを有利に扱わないこと
- ・ 顧客の初期画面を非系列ISPが管理できること
- ・ 顧客への料金請求を非系列ISPが直接行えること
- ・ 標準技術性能を非差別的にISPに提供すること
- ・ 契約ISPのFCCへの契約開示を制限しないこと

### インスタント・メッセージ (IM) について

- ・ 以下の3条件のうちの1つを満たすまで、IMプロトコルを使ったビデオストリーミングのアプリケーションの提供禁止

サーバ間の相互運用性のための標準仕様の採用  
非系列プロバイダーの最低1社とサーバ間の相互運用性に関する契約を締結し、その後180日以内に2社との契約を追加すること  
本制限が公共の利益と合致しないことの証明

### その他

- ・ AT&TのCATVとの排他的協定の禁止 等

(注) 事業収入等の数次は合併計画発表時のもの

## FTC (連邦取引委員会)

反競争的行為の有無について、反トラスト法に基づき  
審査  
委員5人全員一致により条件付き合併承認  
(条件)

### 競合ISPへのCATV網の開放

- ・ 自社CATV網での自社ISPサービス提供前に、資本関係のない1社のISPサービスを利用可能とすること
- ・ 自社ISPサービスを提供可能としてから90日以内に、他の資本関係のない2社のISPサービスを利用可能とすること

競合ISP等によるAOLタイムワナーのネットワーク経由のコンテンツ配信を妨害しないこと  
タイムワナーによるCATV回線の存在する地域であるか否かに関わらず、AOLは同条件でDSLサービスを提供すること

条件違反の場合、各違反につき11,000ドルの民事罰金  
本同意命令は5年間有効

2000.12.14

2001.1.11

AOLタイムワナー (AOL Time Warner Inc.) の成立

2001.1.12

# 通信法見直しに向けた米国連邦議会の動向

96年連邦通信法の枠組み自体には「規制緩和」と「規制強化」の双方向の動きがあり、現時点では  
いづれの法案も成立の見通しが立っていない。

## “The Internet Freedom and Broadband Deployment Act of 2001” [インターネット自由化及びブロードバンド普及法案 (H.R.1542)]

2001年4月24日、連邦下院のエネルギー・商業委員会のTauzine委員長をはじめとする複数の議員が共同で提出。(同年5月24日エネルギー・商業委員会を通過、2002年2月27日連邦下院を通過)

### 法案の概要

#### 高度サービスの迅速な普及のため、次の手法により市場のインセンティブを創出することが目的

高速データサービス、インターネット・バックボーンサービス、インターネット・アクセスサービスについて非規制化  
(例)光ループやパケット交換のUNE化を禁止

RBOCのLATA間サービス提供の禁止が高速データサービス及びインターネット・バックボーンサービスに及ばないことを明確化

競争する複数のISPをユーザが選択できることを確保

5年以内の全国達成を目指して、段階的なブロードバンドサービス普及義務

上記ブロードバンド普及法案の上院通過が困難との見通しに立ち、2002年4月30日、Breau上院議員らが「ブロードバンド規制均衡法案(S.2430)」を提出。その内容は、ブロードバンドサービス及びブロードバンドアクセスサービス並びに当該サービス提供会社に対する規制を公平にするという原則を掲げ、その実現のための具体的ルールをFCCに委ねている。

## “Telecommunications Fair Competition Enforcement Act of 2001” [電気通信公正競争執行法案(S.1364)]

2001年8月3日、連邦上院の商業・科学・運輸委員会のHollings委員長及び通信小委員会Inoue委員長が共同で提出。(未審議)

### 法案の概要

#### 96年電気通信法の相互接続関連規定の執行強化

新たな紛争処理制度の導入(293条)  
罰金の強化、三倍損害賠償(295条)等

#### 卸・小売分離の義務付け(機能分離又は構造分離)

全RBOCに対し、法律施行後1年以内に、卸売部門と小売部門の間に一定のファイアウォールを設け、機能分離することを義務付け

法律施行後2年以内に、RBOCが意図的に相互接続関連規定に違反した場合、小売部門の別会社化をFCCが命令。当該別会社との間は分離関連会社規定(272条)に定めるファイアウォールを適用。

# 米国の競争政策の見直しの動向

米国 F C C (連邦通信委員会)は、現行の 9 6 年連邦通信法の枠内で競争政策の包括的な見直しに着手。複数のレポートを相次ぎ発表(2001年11月～翌年3月)しているが、政策決定には未達。

## 原則及び政策目標

1. インターネットへのブロードバンドアクセスに係るユビキタスな利用可能性をすべての国民が確保できるよう促進
2. ブロードバンドサービスの多様なプラットフォーム(DSL、CATV、衛星等)による競争の促進
3. ブロードバンドサービスを最低限の規制環境に置くことにより投資と技術革新を促進
4. 多様なプラットフォームに可能な限り整合的な分析の枠組みを開発

公表日 (告示日)	意見招請項目	意見提出 期 限	応答意見 提出 期限
2001.11.19 (2001.11.30)	UNE (アンバンドル構成要素)のパフォーマンス評価基準に関する NPRM (Notice of Proposed Rule Making) ～全米で統一的な基準の在り方～	2002. 1.22	2002. 2.12
2001.11.19 (2001.12.10)	州際専用アクセスサービスのパフォーマンス評価基準に関する NPRM ～全米で統一的な基準の在り方～	2001. 1.22	2002. 2.13
2001.12.20 (2002. 1.15)	ILEC (既存地域電話会社)によるブロードバンド電気通信サービスに関する NPRM ～既存事業者によるブロードバンドサービスに係る規制上の取扱い～	2002. 3. 1	2002. 4. 1
2001.12.20 (2002. 1.15)	UNE に関する 3 年目の包括的レビュー ～地域電話網のアンバンドルルールの在り方～	2002. 3.18	2002. 4.18
2002. 2.15 (2002. 2.28)	固定系ブロードバンドアクセスに関する NPRM ～インターネットへの固定系ブロードバンドアクセスサービスに関する規制の 枠組みの在り方～	2002. 4.15	2002. 5.14
2002. 3.14 (2002. 4.17)	ケーブルモデムに関する NPRM ～ケーブルモデムを情報サービスと位置づける規制の在り方～	2002. 6.17	2002. 7.16

# パフォーマンス評価基準に関する見直し

FCCは、ILEC（既存地域通信事業者）がCLEC（競争的地域通信事業者）にUNE（アンバンドル網構成要素）や専用アクセスサービスを提供する際のパフォーマンス評価基準を連邦レベルで統一化することを提案。

（目的）

- ・ I L E C が自己利用と同等の設備やサービスを C L E C に対し提供する際の公平性の担保
- ・ 州毎に異なる規制を課すことによる事業者負担の軽減
- ・ 基準違反に対する自己是正措置を含む執行制度の確立

ベルアトランティックNY（現ベライゾン）のLATA間市場参入許可に当たっては、州公益事業委員会は、UNE・再販・接続・コロケーションの4区分に150項目超の詳細なパフォーマンスデータの毎月の報告義務、基準に達しない場合の罰金の自発的提供等のパフォーマンス保証計画の提出を求めた。

州レベルの規制を連邦の規律へ統合・簡素化

ベライゾン：ニューヨーク、マサチューセッツ、コネチカット、ペンシルバニア、ロードアイランド、バーモント、メイン、ニュージャージーの各州、  
SBC：テキサス、オクラホマ、ミズーリ、アーカンソーの各州、  
ベルサウス：ジョージア、ルイジアナの各州  
（全米で合計15州）において、LATA間市場参入が認められている(2002.9.11現在)。

## パフォーマンス基準（12項目）

### 【事前調査評価】

1. I L E C は、C L E C からの事前の照会に迅速かつ合理的な対応を行っているか（O S S 事前調査）

### 【契約申込評価】

2. C L E C からの契約申込に対して、I L E C が当該契約申込の確認とサービスの提供期日の通知に要する期間
3. 契約申込の完了からC L E C への通知の間までに要する時間
4. I L E C が、期限に適合できない危険性を事前に通知する「期限前未達成通知」を発出した割合

### 【開通工事評価】

5. 契約申込が開通予定期限前または当日に完了する割合
6. I L E C が開通予定期限に遅れた場合の平均遅延期間
7. 契約申込の完了から30日後までに、C L E C から障害報告が行われた割合（開通品質）
8. I L E C の設置担当者がC L E C 顧客に関して予約欠損した回数
9. 各報告期間末に開通予定期限を超過している回線の割合

### 【保守・修理評価】

10. 一定の期間内に報告された回線及び回路障害の割合
11. 30日以内に再発生した障害通知の割合
12. C L E C が障害通知を提出した後、I L E C がサービス復旧に要する時間

# ILECによるブロードバンドサービスに関する見直し

FCCは、ブロードバンド市場の成長と投資拡大に向けた適切なインセンティブを確保するため、ILECに対するドミナント規制をブロードバンドサービスの提供に関して如何にすべきかの検討を開始。

(状況認識)

- ・新たなネットワーク(CATV、衛星、固定無線等)によるブロードバンドサービスの提供が可能となり、従来の電話網の代替が進行。
- ・特に公衆向けサービスは揺籃期にあり、巨額の設備投資と技術革新が必要。

## 検討の手法

ILECが提供するブロードバンドサービスと代替性のある関連サービス市場(relevant service market)の画定の在り方の検討

- 公衆市場とビジネス市場との分類の適切性
- ビジネス市場を大規模市場と中小規模市場に分類する必要性
- 卸市場と小売市場(特に他サービスとの組合せ提供の場合)との分類の必要性
- xDSL、ケーブル、衛星、固定無線、移動無線等の代替性
- 大規模市場におけるフレームリレー、ATM等の代替性
- 公衆市場の狭帯域・低速サービスと広帯域・高速サービスの代替性
- 既存事業者による電話サービスとブロードバンドサービスの提供に係るバンドル性

関連地域市場(relevant geographical market)の画定の在り方の検討

- 同等のサービスを競争的に選択できるすべての利用者をまとめて、同一市場とみなす手法の適切性。

## 市場支配力の分析 (market power analysis)

同一の関連サービス・地域市場で既存事業者が市場支配力を行使し得るかどうか検証。

高い市場シェアを背景とした価格吊り上げの可能性

競合事業者に対するボトルネック設備へのアクセス制限等による価格吊り上げの可能性

また、異なる技術(ケーブル、衛星、移動無線等)間の代替性・競合性について検証。

## ILECによるブロードバンドサービスの提供に関する適切な規制の在り方の検討

現行の規制の必要性、規制緩和・代替的規制の可能性等を勘案し、競争進展とブロードバンドネットワークの普及等の観点から、ILECがブロードバンドサービスにおける市場支配力を有するかどうかを判断し、ILECのブロードバンドサービスの提供についてノンドミナントと認定するか否かを検討。

(注) FCC "Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications"(Dec. 20, 2001) を基に作成。



# UNEに関する3年目の包括的レビュー

FCCは、市内競争促進のためILECのボトルネック設備であるネットワーク構成要素をアンバンドルして競争事業者に提供することを求め（96年連邦通信法第251条）、1996年にUNE (Unbundled Network Elements) の提供義務に関する規則を制定。

その後、1999年の連邦最高裁判決を受け、「UNE Remand Order」を発出してUNEの範囲を見直し、さらに3年毎に見直す旨を規定。今回のレビューは、その一環。

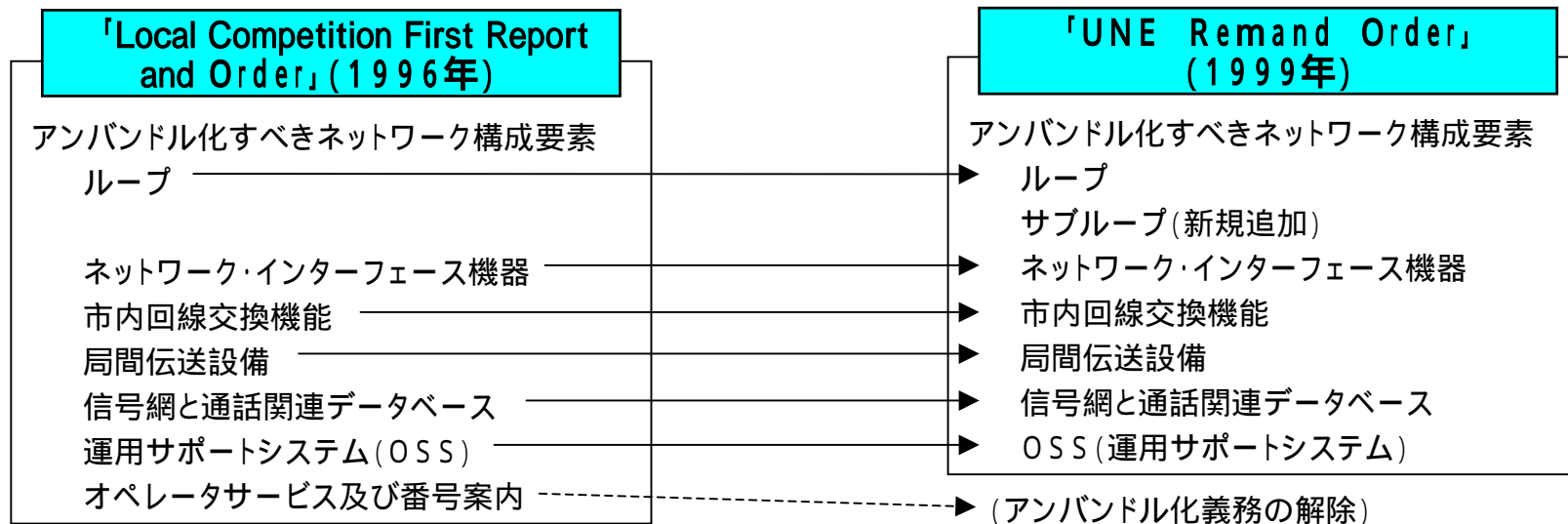
参考

連邦通信法第251条(d)

(2) アクセス基準 - 委員会は(ネットワーク構成要素のアンバンドル義務の)目的のために利用可能にしなければならないネットワーク構成要素を決定するに当たり、**最低限**次の事項を考慮しなければならない。

(A) 性質上独占的なネットワーク構成要素へのアクセスの**必要性の存否**

(B) ネットワーク構成要素へのアクセスを提供しないことによる、アクセスを求めている電気通信事業者のサービス提供能力に対する**阻害性の存否**



## 今回の見直しの具体的検討項目

上記の7つのアンバンドル化すべきネットワーク構成要素について、より詳細な分類に基づく「必要性」・「阻害性」の判断により、アンバンドル義務を軽減すべきか否かを検討

例) 光ファイバーをUNEの対象から除外すべきか

・大都市か否かの地理的要因や、住宅用顧客であるか事業用顧客であるかの顧客要因等を考慮すべきか

(注) FCC "Review of Section 251 Unbundling Obligations of Incumbent Local Exchange Carriers," (Dec. 20, 2001)を基に作成。

# 固定系ブロードバンドアクセスに関する見直し

## 検討の前提

固定系ブロードバンドインターネットアクセスサービスを「電気通信サービス(telecommunication service)」とはしないで、「電気通信の構成要素」を利用した「情報サービス (information service)」と分類する旨の暫定的な結論。

固定系ブロードバンドインターネットアクセスサービスを提供するための伝送サービスの要素は“telecommunications”であるが“telecommunications service”ではないとの位置づけ。

## 効果

情報サービスと位置づけられれば、例えばxDSLサービスには連邦通信法における第 編「公衆通信事業者」に係る規制(料金規制・接続規制等)が適用されなくなる。

## 固定系ブロードバンドアクセスに関する検討項目

そもそも固定系ブロードバンドインターネットアクセスサービスは「情報サービス」に分類されるべきか。例えばxDSLの卸売は、単なる要素としての「電気通信」と捉えるべきか、「電気通信サービス」と捉えるべきか。コンピュータ裁定(Computer Inquiry)によるネットワークアクセスに係る要請は、修正又は削除されるべきか。国家の安全、ネットワークの信頼性、利用者保護等の義務をブロードバンドインターネットサービスに適用すべきか。

ユニバーサルサービス基金の拠出義務の範囲は見直されるべきか(電気通信キャリアに限定せず、広く設備ベースのブロードバンドインターネットアクセス提供者(ISP等)からも売上の全部又は一部からの拠出を求めるべきか。)

## ケーブルモデムに関する検討項目

ケーブルモデムを用いたブロードバンドサービスについて、ケーブルサービスでもなく、電気通信サービスでもなく、「情報サービス」と分類すると結論づけ、必要な規制の枠組みを検討。